

電球類及び照明器具の対象範囲について（案）

1. 対象範囲の設定の考え方

本判断の基準等が適用される対象範囲は、日本標準商品分類（平成2年6月改定）の「電球類（分類コード：621）」及び「照明器具（分類コード：622）」とする。次に、電球類及び照明器具についてそれぞれ定義し、「特定機器に係る性能向上に関する製造事業者等の判断基準の策定・改定に関する基本的考え方について」（第10回総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会（平成19年6月18日改定））の原則1に基づき、対象範囲を設定することとする。

「特定機器に係る性能向上に関する製造事業者等の判断基準の策定・改定に関する基本的考え方について」～抜粋～

対象範囲の考え方について

原則1. 対象範囲は、一般的な構造、用途、使用形態を勘案して定めるものとし、①特殊な用途に使用される機種、②技術的な測定方法、評価方法が確立していない機種であり、目標基準を定めること自体が困難である機種、③市場での使用割合が極度に小さい機種等は対象範囲から除外する。

（1）電球類

電球類は、交換のためのJIS規格化¹されたねじ込み口金を有し、外部に点灯補助回路²または制御装置³を必要としない電球、もしくは点灯補助回路または制御装置が一体となった電球とする。

次に、原則1に基づき、一般的な構造、用途、使用形態を勘案して以下の電球類を対象範囲として設定することとする。

- ・ 一般照明用白熱電球（JIS C 7501：2011）
- ・ 高圧水銀ランプ⁴（JIS C 7604：2006）（安定器内蔵型のものに限る）
- ・ 一般照明用電球形蛍光ランプ（JIS C 7651：2010）
- ・ 一般照明用電球形LEDランプ（電源電圧50V超）（JIS C 8158：2012）及びJIS C 7709-1：2015で規格化された口金E17の一般照明用電球形LEDランプ（電源電圧

¹ JIS C 7709-1：2015

² 放電灯など、ランプの点灯を容易にするための回路

³ 電源と1個又はそれ以上のランプとの間に挿入する単独又は複数の構成部品

⁴ 光の大部分が、直接又は、間接に、点灯中の分圧が100kPaを超える水銀蒸気からの放射によって発生する高輝度放電ランプ

50V 超)

表 1 対象範囲とする電球類の出荷数量及びシェア

	2014 年度出荷数量 (千個)	シェア
一般照明用白熱電球 (JIS C 7501 : 2011)	118,619	51.27%
高圧水銀ランプ (JIS C 7604 : 2006) 安定器内蔵型	4,158	1.80%
一般照明用電球形蛍光ランプ (JIS C 7651 : 2010)	22,375	9.67%
一般照明用電球形 LED ランプ(電源電圧 50V 超) (JIS C 8158 : 2012) 及び JIS C 7709-1:2015 で規格化された口金 E17 の一般照明用電球形 LED ランプ(電源電圧 50V 超)	86,194	37.26%
総合計	231,346	100%

(出典) (一社) 日本照明工業会自主統計、財務省貿易統計

(2) 照明器具

照明器具は、(1) で定義した電球類以外の光源⁵を用いる器具とする。

次に、原則 1 に基づき、一般的な構造、用途、使用形態を勘案すると、以下の照明器具を対象範囲として設定することとする。

- ・照明器具 (JIS C 8105-3 : 2011)
- ・施設用 LED 照明器具・施設用蛍光灯器具 (JIS C 8106 : 2015)
- ・家庭用 LED 照明器具・家庭用蛍光灯器具 (JIS C 8115 : 2014)

表 2 対象範囲とする照明器具の出荷数量

	2014 年度出荷数量 (千台)
対象品目合計 (照明器具 (JIS C 8105-3 : 2011)、施設用 LED 照明器具・施設用蛍光灯器具 (JIS C 8106 : 2015)、家庭用 LED 照明器具・家庭用蛍光灯器具 (JIS C 8115 : 2014))	57,593

(出典) (一社) 日本照明工業会自主統計、財務省貿易統計

2. 対象範囲の適用除外について

(1) 電球類

以下の電球類については、原則 1 の「①特殊な用途に使用される機種」であることから適用除外とする。

⁵ エネルギーの変換によって発生した光を放出する表面又は物体

I. 特殊な環境条件で使用するもの

イ) 振動又は衝撃に耐える構造のもの

船舶、航空機、輸送機器、工場内の表示機器、音楽スタジオにおいて、振動や衝撃に耐えることが求められる場所で使用される。

ロ) 高温又は高湿若しくは低温の場所で使用されるもの

サウナや環境試験室、オーブン、冷蔵庫、冷凍庫において、周囲温度が特に高温又は高湿若しくは低温の場所で使用される。

ハ) 防滴構造を有するもの

防滴構造を有し、畜舎において使用される。

二) 植物の育成に使用されるもの

植物の育成において、広い範囲をムラなく照射し、光合成させるために使用される。

II. 演出用及び演色性の高い用途に使用されるもの

ホ) 光束を調整する機能を有するもの

調光器により光束を調整する機能を有し、舞台、スタジオにおいて、演出用として使用される。

ヘ) JIS Z 8726 : 1990 に規定する平均演色評価数が 90 以上の電球形蛍光ランプ及び電球形 LED ランプ

展示品の忠実な色再現が必要な美術館、博物館、ギャラリー、ショールーム、店舗において、演色性の高い用途に使用される。

ト) 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するもの

看板、舞台、スタジオ、店舗において、演出用として使用される。(カラーランプ、ブラックライト)

チ) 配光制御のための反射鏡及び前面ガラスを有する構造のもの

配光制御のための反射鏡及び前面ガラスを有し、美術館、博物館、ギャラリー、ショールーム、店舗において使用される。

Ⅲ. 明るさではなく熱源として使用されるもの

リ) 熱源として使用されるもの

工場での加熱工程や乾燥工程、動植物の育成飼育容器内の加温において、明るさではなく熱源として使用される。

(2) 照明器具

以下の照明器具については、原則 1 の「①特殊な用途に使用される機種」であることから適用除外とする。

Ⅰ. 特殊な環境条件で使用されるもの

イ) 蛍光灯ランプを保護するグローブが透明なもの

蛍光灯ランプを保護する透明なグローブを有し、低温倉庫、冷蔵室、冷凍室において、周囲環境が低温の場所で使用される。

Ⅱ. 演出用及び演色性の高い用途に使用されるもの

ロ) JIS Z 8726 : 1990 に規定する平均演色評価数が 90 以上の蛍光灯器具及び LED 照明器具

展示品の忠実な色再現が必要な美術館、博物館、ギャラリー、ショールーム、店舗において、演色性の高い用途に使用される。

ハ) 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色のいずれの光も発しないもの

看板、舞台、スタジオ、店舗において、演出用として使用される。(カラーランプ、ブラックライト)

Ⅲ. 限られた構造又は空間で使用されるもの

ニ) 壁掛け形又は施設用つりさげ型若しくは直付け形のもの

棚下灯、ブラケット、台所、浴室、エクステリアにおいて、壁掛け形又は施設用つりさげ型若しくは直付け形として使用される。

ホ) さし込み口金及び点灯補助回路または制御装置が構造上一体となったもの

家具、ギャラリー、ショールーム、店舗において、極小な空間で薄型のランプとして使用される。

Ⅳ．安全を担保して使用されるもの

ロ) 配光制御を必要とするもの

街路、トンネルにおいて、安全を担保するために配光制御を必要とする用途で使用される。